

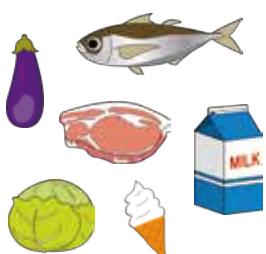
10月は目前！いよいよカウントダウン 消費税増税・軽減税率制度への対策はお済みですか？

10月1日から、消費税標準税率が10%に引き上げられると同時に日本では初めて「消費税軽減税率制度」が導入されます。

この制度の導入により、消費税率が2つ（10%、8%）になることから、軽減税率（8%）の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書様式の変更などに加え、適用税率ごとの区分経理の実施など、新たな事務負担の発生が想定されます。また、消費現場においても事業者・消費者双方で様々な混乱が予想されますので、事前にしっかりと対策しておく必要があります。

今回は、消費税率引き上げ、軽減税率制度導入に向けた対策や国の支援策などについて整理を行います。

下のフローチャートにて必要事項をご確認ください。特に飲食料品を取り扱う（販売する）事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ、受発注システムの整備などの事前準備が必要な場合があります。



飲食料品の取扱い（販売）がある



飲食料品の取扱い（販売）がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- 区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

対策POINT①
レジの入替えやシステムの改修について

対策POINT②
請求書等の記載事項について

対策POINT③
帳簿の区分経理について

対策POINT①
レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対し、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助する制度です。

軽減税率対策補助金を活用するには、令和元年9月30日までに契約等の手続きを完了し、令和元年12月16日の申請期限までに設置・支払いを完了する必要があります。



軽減税率対策補助金 3つの申請類型

C型 請求書管理システムの改修等支援

対象者

軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率 原則 3／4

補助上限 150万円

B型 受発注システムの改修等支援

対象者

軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率 原則 3／4

補助上限 1,000万円(発注システム)
150万円(受注システム)

A型 様々な税率対応レジの導入等支援

対象者

軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率 原則 3／4

※3万円未満のレジを購入の場合 4／5

補助上限 レジ1台あたり20万円

※1事業者あたり上限 200万円

請求書等の記載事項について

対策POINT②

10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付する必要があります。課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

対策POINT③ 帳簿の区分経理について

消費税等の申告・納税を行うためには、税率ごとの区分経理を行つておく必要があります。

帳簿記載の際は、次の4項目が必須となります。

- ①課税仕入の相手方の氏名または名称
- ②課税仕入を行つた年月日
- ③課税仕入に係る資産または役務の内容
- ④課税仕入に係る支払対価の額

帳簿の記載例

総勘定元帳(仕入)		(税込経理)	
月日	摘要	税区分	借方(円)
10月8日	●●商事 10月分日用品	10%	55,000
10月9日	▲▲商店 10月分食料品	8%	32,400
(2)	(1)	(3)	(4)



キャッシュレス・消費者還元事業による補助・支援を受けるには、本事業へ参加するキャッシュレス決済事業者経由で加盟店登録・申請を行なう必要があります。



キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引き上げに伴う需要平準化対策として、税率引き上げ後の9カ月間、中小企業・小規模事業者(中小の小売店等)に対しては決済手数料やキャッシュレス決済手段(決済端末等)導入コストの補助、キャッシュレスで支払った消費者に対しても最大5%のポイント還元や割引が補助されます。

本事業により、中小の小売店等で

キャッシュレス決済の普及を阻んできた「3つの壁」(①決済手数料、②導入コスト、③入金サイクル)のうち、①決済手数料と②導入コストの2つが緩和される方向です。

第一の壁である決済手数料については、本事業実施期間中は3.25%以下に設定されたうえで、さらにその3分の1が国から補助されます。第二の壁である決済端末等については、中小の小売店等は自己負担なく導入できるようになります。

お問合せ先

▼ 消費者還元事業に関するお問合せは…
0570-0000655
0120-398-111
岸和田商工会議所
▼ 軽減税率対策補助金に関するお問合せは…
072-439-5023
岸和田商工会議所
事務局
▼ 決済事業者登録に関するお問合せは…
0120-398-111
キヤウンドー

キャッシュレス・消費者還元事業のメリット

メリット③ 消費者還元で集客力UP!

個別店舗

フランチャイズ加盟店

5% or 2%

キャッシュレスの
メリットをより詳しく
知りたい方は ➤➤➤



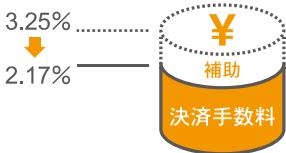
メリット② 端末導入のご負担なし!

端末本体と設置費用
などが無料。



メリット① 実施期間中は、国が決済手数料の3分の1を補助!

期間中の決済手数料は、
実質2.17%以下。



松浪硝子工業株本社へ工場見学

令和元年8月28日、松浪硝子工業株代表取締役社長松浪明氏のお招きで、当所より中井秀樹会頭、奥田皓策・奥忠道・安田雅和副会頭など5名で松浪硝子工業株本社工場への見学を行いました。



松浪硝子工業株は、1844（弘化元）年の創業以来、175年余りの歴史があり、国内販売シェアで65%を占める顕微鏡用カバーグラス、スライドグラスなどの医療・理化学用ガラスや、スマートフォン・デジタルカメラ・自動車などに利用される光電子部品用ガラスをはじめ、ファインガラスの総合メーカーとして躍進されています。

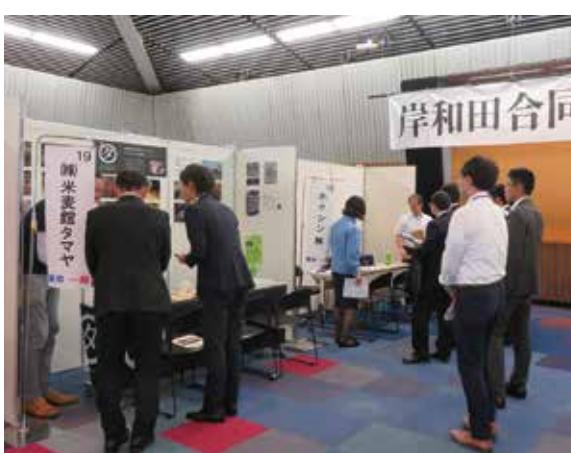
また、このたび岸和田市の丘陵地区に新工場（ゆめみヶ丘工場）を稼働されました。当日は、岸和田市八阪町にある本社にて会社案内をしていました。



▲日経1面で取り上げられた工場内のロボット化と作業員の共働作業

令和元年8月5日、岸和田市立浪切ホール4階特別会議室において、岸和田市・岸和田商工会議所・池田泉州銀行による産業振興連携事業の一環として、岸和田合同企業説明会を開催しました。

本事業は、来春大学等卒業予定者及び概ね39歳以下の若年求職者と地元企業のマッチングならびに岸和田市への定住人口の増加を図ることを目的に実施しています。当日は32社の地元企業が参加され、来場者数は41名、企業ブースへの延べ訪問者数は125名でした。



昨年同様、今回もスタッフが企業ブースを順に案内し、各社約1分半の企業案内ガイドツアーを行うとともに、洋服の青山様によるスーツ展示コーナー、フォトメイト様による証明写真の無料撮影、(株)ボーラ様によるマイクアップセミナー、ハンドトリートメント体験を行い、参加企業と求職者双方の熱意が感じられました。

岸和田合同企業説明会 ～活力ある地元企業の魅力を発見～



会議所の動き



インターンシップ実習生を受入

青年部活動報告

8月度定例会を開催

令和元年8月24日、青年部8月度定例会として、総勢44名による家族参加型の移動定例会を開催しました。

岸和田商工会議所では、产学官連携の教育プログラムとして、大学コンソーシアム大阪を通じたインターンシップ実習生の受入を実施しました。

5回目となる今回は、大阪府内在住の大学生1名を実習生として受け入れ、8月19日～30日までの平日10日間、職員を指導者として商工会議所の日々の業務を学んで頂きました。

なじみのない業務が多く、戸惑いながらも有意義な社会体験となつたと実習生からの報告を受けています。今後も地元在住の大学生に商工会議所の仕事を通じて、地元の産業や観光についての理解や関心を高め、多くの情報を発信できるよう実習生の受入を続けてまいります。

女性会活動報告

大阪府商工会議所女性会連合会 令和元年第1回理事会に出席

令和元年8月6日、ホテルニューオータニ大阪において、大阪府商工会議所女性会連合会の令和元年第1回理事会が開催され、当所女性会からは笹部美千代会長、近江和代副会長、永田加寿恵副会長の3名が出席しました。

理事会では、今後の事業や来年6月に開催する第32回関西商工会議所女性会連合会総会・大阪大会についての審議が行われ、全ての案件が全会一致で承認されました。

また、当日は各地女性会からの活動報告が行われ、当所女性会からは、岸和田港まつりでのスタンプラリー事業などについて報告を行いました。

手数料及び広告料改定のお知らせ

岸和田商工会議所では、10月1日からの消費税率引き上げ及び諸経費の見直しを行い、下記のとおり手数料及び広告料を改定させていただくことになりました。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

内容	新料金(税込)
貿易関係証明の発給手数料	
会員	1,100 円
非会員	3,300 円
貿易登録料・更新料(非会員)	11,000 円
原産地証明書用紙(100枚)	1,100 円
検定試験合格証明書の発行手数料	1,100 円

内容	新料金(税込)	
「きしわだ所報」広告料	1／4ページ	月額 5,500 円
〈カラー〉	1／2ページ	月額 11,000 円
※通年契約の場合、割引あり	1ページ	月額 22,000 円
「きしわだ所報」暑中広告・年賀広告		年額 8,800 円
「きしわだ所報」	A4サイズ	1回 22,000 円
	A3サイズ	1回 33,000 円



専門相談窓口のご案内

相談の申込み・お問い合わせは
岸和田商工会議所 中小企業相談所まで
►► TEL. 072-439-5023

岸和田商工会議所では、「専門相談窓口」を設置して、経営の幅広い分野にわたる悩みやご相談をお受けしています。
弁護士・税理士・弁理士・社会保険労務士などの各分野の専門家が親切かつ丁寧に対応して、適切なアドバイスをいたします。
ご相談はすべて無料、もちろん秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。

なお、各相談窓口をご利用の際は、電話にて事前にご予約をお願いいたします。

● 法 律	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談日 9月19日(木) 13:00 ~ 16:00 ▶ 相談日 9月24日(火) 13:00 ~ 16:00 ▶ 相談日 10月 3日(木) 13:00 ~ 16:00 ▶ 相談日 10月24日(木) 13:00 ~ 16:00 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 弁護士〔商取引・不動産取引・中小企業法務〕 ▶ 弁護士〔労務・債権回収〕 ▶ 弁護士〔民事一般・商取引・会社関係〕 ▶ 弁護士〔商取引・不動産取引・中小企業法務〕
● 特許・発明実用新案等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談日 10月11日(金) 13:00 ~ 16:00 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 弁理士
● よろず相談	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談日 9月18日(水) 10:00 ~ 17:00 ▶ 相談日 10月16日(水) 10:00 ~ 17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大阪府よろず支援拠点コーディネーター ▶ 大阪府よろず支援拠点コーディネーター
● 創 業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談日 事前にご希望の日時をご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 商工会議所経営指導員
● 事 業 承 続	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談日 事前にご希望の日時をご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業承継コーディネーター

2019年度小規模企業者等設備貸与制度のご案内

設備投資を 応援します!

機械設備等を

割賦販売(分割払い) 又は

リースで

導入できます。

- ・ 利率0.7~1.5%/年
(割賦の場合)
- ・ 連帯保証人は
原則代表者のみ
- ・ 従業員50名以下の
企業の方が対象
(その他条件有)

※ご要望いただければ、制度説明にお伺いいたします。

お気軽にお問合せください。

問合せ先：公益財団法人大阪産業局 設備支援部 設備支援チーム

TEL:06-6947-4345 URL <http://www.mydome.jp>

新入会員のご紹介

ご入会、誠にありがとうございます。
-Thank you for joining-

事業所名	所在地	事業内容	所属部会
株式会社リンク	岸和田市下池田町	不動産業	建設
植田瓦店	岸和田市葛城町	瓦工事	建設
ビューティサロン デ・キリコ	岸和田市下松町	美容業	サービス
雪本建材株式会社	岸和田市磯上町	建設業、不動産業	建設

岸和田商工会議所では、新たにご入会頂ける会員様を随意募集しています。入会をご希望される事業所がございましたら、ご紹介頂きますようお願い申し上げます。ご連絡を頂きましたら、職員がご説明にお伺いします。

(順不同・敬称略)
ご入会に関するお問い合わせは
岸和田商工会議所まで
072-439-5023

LOB

市内景気観測

8月調査結果（8月1日～21日）

岸和田商工会議所では、岸和田市内の会員事業所（建設業・製造業・卸売業・小売業・サービス業）を対象に、景況並びに経済動向等に関する情報収集および分析を行い、今後の経営改善事業に資するとともに、これらの情報を会員事業所の皆様へ提供し、参考にしていただいております。

※DI値（景況判断指標）について

DI値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。

DI=(増加・好転などの回答割合)-(減少・悪化などの回答割合)



建設業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
15.8	10.5	21.1	21.1	▲36.8	21.1	26.3	18.4

製造業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲23.8	▲38.1	▲33.3	▲14.3	▲42.9	▲9.5	19.0	▲16.7

卸売業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲22.2	▲16.7	▲11.1	▲5.6	▲50.0	0.0	5.6	2.8

小売業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲26.1	▲30.4	▲30.4	▲21.7	▲56.5	▲17.4	13.0	▲11.6

サービス業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
0.0	10.0	0.0	0.0	▲35.0	▲10.0	30.0	▲0.9



岸和田商工会議所の会報誌 きしわだ所報への広告掲載募集のお知らせ

岸和田商工会議所では、会報誌「きしわだ所報」に広告を掲載していただける会員事業所を募集しています。

発行部数

発行日

1,900
部

毎月
10日

—掲載に関するお問合せは—

岸和田商工会議所

〒596-0045 岸和田市別所町3丁目13番26号
TEL.072-439-5023 FAX.072-436-3030

【令和元年10月1日より改定】

広告スペース	金額(税込)
1/4ページ	¥ 5,500円(月額)
1/2ページ	¥ 11,000円(月額)
1ページ	¥ 22,000円(月額)

※通年契約の場合、割引あり